

学校感染症による出席停止と証明書の提出について

- (1) 医療機関で感染症の診断を受けたら、ただちに学校（担任）に連絡してください。
- (2) 本人の健康回復と感染拡大防止のため、医師の指示に従い療養してください。
- (3) 医師の登校許可が出ましたら、保護者の方で『登校許可証明書』（きりとり線以下）をご記入の上、学校にご提出ください。なお、場合により別途書類をご提出いただく可能性がありますのでご承知おきください。

〈出席停止となる主な感染症と出席停止期間〉

病名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症でも、出席停止の対象になる場合があります。医師に「感染拡大のおそれがあるため、登校を控えなければならない」と診断された場合は、学校へご相談ください。

※別 PDF ファイル『早見表』を参考に、出席停止期間の数え方をご確認ください。

----- き り と り -----

令和 年 月 日

登校許可証明書

年 組 番 氏名

・病 名 【 】

※インフルエンザの場合、分かっていたら型もお書きください

・出席停止期間 令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

・医療機関名 【 】

上記の者は、医師より登校許可が出ましたので、報告します。

保護者氏名